



していて（加算はないとのことだったので）、こちらも納得していたが、今になって「確認不足でした」と言われても到底納得できるはずがない。

できるものならば返還金額を減額するか、それなりの処分をしてほしい。こちらは一切非がない。

## 2 処分庁の弁明

### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

### (2) 本件処分内容及び理由

#### ア 処分の内容

請求人世帯の保護に要した費用のうち、返還額を160,000円とする決定。

#### イ 処分の理由

請求人に対する平成28年2月分から平成30年9月分までの保護費の支給額の決定に関し、生活扶助に係る児童養育加算の認定に誤りがあり、支給額が過大であったため、法第63条の規定により、当該期間における過支給額の合計の返還を求めるもの。

### (3) 弁明の内容

本件処分は、法第63条の規定による処分であり、何ら違法・不当なものではない。

#### ア 処分等の経緯について

処分庁は、平成28年1月21日に請求人から法に基づく保護申請書の提出を受け、同年2月10日に保護の開始を決定した。また、請求人が世帯員として児童を養育していたことから、生活扶助の基準額算定において児童養育加算（15,000円）を認定した。

平成30年9月13日、■■■■市福祉事務所の現在の担当ケースワーカー（以下「Aケースワーカー」という。）が、請求人に係る生活扶助の支給額が過大となっていること（児童養育加算の額の認定誤り）を発見し、当該認定誤りによる保護費の過支給が平成28年2月分から継続していることを確認した。

①児童養育加算の額（誤）15,000円

②児童養育加算の額（正）10,000円

③過支給となった期間

平成28年2月から平成30年9月まで（32月）

④過支給額（返還額）

160,000円（5,000円/月×32月）

平成30年9月14日、請求人の保護開始時の担当ケースワーカー（以下「Bケースワーカー」という。）は、請求人に対し、謝罪の上、過払いの内容及び返還について説明した。

その際、請求人からは「精神的に負担になるため、一括で返納したい」旨の発言があった。さらにBケースワーカーから金額が高額であるため、一括ではなく、分割による返納も可能であることを説明したが、請求人は「一括返納する」と回答した。

同月25日、処分庁は、請求人に対する上記過支給額に係る法第63条の規定による費用の返還に関する決定をした。また、本件通知書は、平成30年10月1日、Aケースワーカー及びBケースワーカーが請求人宅を訪問の上、請求人へ手渡した。

#### イ 児童養育加算について

児童養育加算は、最低生活費の認定において世帯の状況に応じて算定される加算の一つで、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。ただし、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前のもの。以下「保護の基準」という。）において、次のように定められている。

#### 別表第1 生活扶助基準

#### 第2章 加算

#### 6 児童養育加算

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日か	15,000円
----------	----------------------------------	---------

	ら3年を経過しない児童とする。以下同じ。)	
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。以下同じ。)であつて高等学校等修了前のもの(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	10,000円
第3子以降	(略)	(略)
	(略)	(略)

本件処分に係る児童養育加算の算定は、請求人の養育する児童が1名で、当該児童の生年月日が平成■■年■■月■■日であることから、保護費の支給を開始した平成28年2月時点では月額10,000円と認定すべきところ、誤って月額15,000円と認定し、平成30年9月分まで継続していたものである。

この認定誤りについて、請求人に非がないことは認める。

ただし、請求人が審査請求書において、審査請求の理由として記載した「当初から確認していて(加算はないとのことだったので)、こちらも納得していた・・・」の部分については、現に児童養育加算を認定し、保護費を支給していたことから、請求人の記憶違いと考える。

#### ウ 法第63条の規定による費用の返還について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

この条項は、保護の実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら保護費を支給した場合の事後調整について規定したものであり、たとえば実施機関側の錯誤(認定誤り)による保護費の過支給であっても、本条の

適用を免れるものではない。

請求人の世帯については、過支給が生じていたことにより法第8条（基準及び程度の原則）の規定を超える生活をしていたのは明白であり、費用の返還に関する決定は正当な判断である。

#### エ 返還の免除等について

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社、援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。）では、「法第63条に基づく費用返還の取扱いについて」、「原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされている。

しかしながら、本件処分は、保護費の過払いによって生じたものであるため、自立更生費としての返還免除は困難である。

## 理 由

### 1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1のとおり、処分庁に非がある児童養育加算の認定誤りであること等を理由に、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

### 2 認定事実

- (1) 処分庁は、平成28年2月10日、請求人世帯（請求人（昭和■■■年■■月■■日生まれ）及び請求人の子（平成■■■年■■月■■日生まれ）の2人世帯）に対し、平成28年1月に保護を開始した。
- (2) 処分庁は、請求人世帯に対し、平成28年2月分からの保護費を支給しており、保護費の算定において、児童養育加算の額を15,000円と認定して、同月分の保護費を決定した。
- (3) 処分庁は、平成30年9月、請求人の児童養育加算について確認したところ、保護開始から誤って児童養育加算を過大に認定しており、過支給が生じていることを把握した。
- (4) 処分庁は、平成30年9月14日、請求人世帯に対し、平成30年10月

1日付けで、児童養育加算の額を15,000円から10,000円に認定替えする保護変更決定を行った。

したがって、処分庁は、請求人世帯の児童養育加算の額を、平成28年2月分から平成30年9月分まで月額15,000円と認定していた。

(5) 処分庁は、平成■■年■■月■■日付けで、請求人に対し、次のア及びイのとおり、法第63条の規定により費用の返還決定(本件処分)を行い、本件通知書で通知した。

ア 費用返還金額

160,000円

イ 費用返還決定理由及び金額算定基礎

児童養育加算の認定誤りによる。(H28年2月~H30年9月)

(5,000円/月×32か月=160,000円)

(6) 請求人は、平成30年12月18日付けで本件審査請求を提起した。

(7) 処分庁は、本件審査請求の審理員からの行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第36条の規定による質問に対し、次のとおり回答した。

ア(質問事項1) 処分庁は、本件処分に係る返還額の決定にあたり、自立更生費の有無について、調査及び検討をしたか。

(処分庁の回答1) 調査及び検討を行わなかった。

イ(質問事項2) 処分庁は、本件処分に係る返還額の決定にあたり、過支給額の全額160,000円の返還が請求人世帯の自立を阻害するかという点について、調査及び検討をしたか。

(処分庁の回答2) 調査及び検討を行った。平成30年9月14日に請求人に対して電話にて返還についての意思確認を行った。この返還が自立の阻害に繋がる可能性があるため、分割での返還についても提案を行ったが、「一括で返納したい」との意思表示が請求人からなされたため、返還しても自立の阻害に繋がる状況にはないと判断した。

### 3 法の仕組み

(1) 法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要

件として行われるのが原則である（法第4条第1項。補足性の原理）が、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

同条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであり、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて保護の本来的な受給資格を欠いていたということが出来るから、当該差額についても同条による処理の対象としているものと解され、法第4条第3項の規定による保護が行われた場合と、過支給が生じた場合とで区別する理由はないと解される（大阪地裁平成22年1月29日判決参照）。

- (2) もっとも、法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、一定額を速やかに返還しなければならないとしつつ、その返還額については、一律にその受けた保護金品に相当する全額全部とするのではなく、具体的な算定方法を定めることなく被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定めるものとしており、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、法第63条は本来支弁される必要がなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは全額返還とされるべきであるが、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的に適うこと、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者の生活を著しく圧迫する場合には、被保護者世帯の自立を阻害し、生活保護制度の趣旨に反する結果となり得ることによるものと解される。

そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（「生活保護問答集について」の一部改正について（平成30年9月4日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）による改正前のもの。以下「問答集」という。）第1編第13の問13-5には、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、上記趣旨を示したものと見える。

このような法第63条の趣旨及び法の目的が、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること（法第1条）にあることを勘案すると、保護の実施機関が法第63条の規定による返還決定における返還額について有する裁量は全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たっては、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をすべきであり、被保護者世帯の支出状況、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要と認められる額。それを踏まえた場合の当該世帯に返還決定が与える影響、自立更生費用の有無等について検討することが求められている。

そして、保護実施機関の裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断の要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用として違法になるとすべきであり（最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決参照）、上記の観点からの考慮をしないことなどにより、法第63条の規定による返還決定が被保護者世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる場合があると解される（熊本地方裁判所平成30年3月30日判決及び福岡地方裁判所平成26



年3月11日判決参照)。

(3) 法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

この「厚生労働大臣の定める基準」である「保護の基準」において、加算制度が定められており、児童養育加算について、保護の基準別表第1第2章の6(1)は、児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とすると定めている。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。)	15,000円
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	10,000円
第3子以降	(略)	(略)

#### 4 あてはめ

##### (1) 過大に支給された保護費について

前記2(1)のとおり、請求人の子は、平成■■年■■月■■日生まれであり、保護開始時において、3歳以上の児童であることから、保護の基準によると、平成28年2月から平成30年9月分までの間の請求人世帯の児童養育加算の額は、月額10,000円であると認められる。

それにもかかわらず、処分庁は、請求人に対し、前記2(2)から(4)までのとおり、保護の開始時から平成30年9月分まで、誤って児童養育加算を月額15,000円と認定していた。

したがって、平成28年2月から平成30年9月分までの児童養育加算について、本来の認定額である月額10,000円と実際に処分庁が認定した

額である月額15,000円との差額の月額5,000円相当の保護費が過支給となっていたことが認められ、その額の合計は160,000円(5,000円×32か月)となり、原則として当該過支給額全額である160,000円が法第63条の規定による返還対象となる。

(2) 過支給に係る返還額の決定について

ア 前記3(2)のとおり、法第63条の規定による返還額の決定においては、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、当該世帯の自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立更生を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠く場合には、裁量権の逸脱又は濫用があるとして、違法又は不当となると解されるため、以下、本件における自立更生費及び請求人世帯の自立阻害に係る検討過程についての妥当性を検討する。

イ 本件では、請求人は、前記2(2)から(4)までのとおり、処分庁の過誤により、平成28年2月から平成30年9月までの長期にわたって児童養育加算として月額15,000円の支給を受けており、かかる事実によって、当該加算額分が含まれた保護費を当然受け取るべきものであると信頼していたと推認されるのであるから、その信頼に基づいて、今後も同様に支給を受けられることを前提に生活設計等を行っていたとも考えられるのであって、これに反する事情は見当たらない。そして、かかる信頼を請求人が抱くに至ったことが著しく不合理とは解し難く、そうであるとすれば、児童養育加算額の認定替えによる減額だけでなく、過支給額の全額160,000円の返還を命じることによって、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれのあることは否定できない。

したがって、処分庁において、請求人世帯の生活実態、過支給額の使途等についての調査を行い、自立更生費の有無や本件処分をした場合に請求人世帯における生活にいかなる影響が出るかについて具体的に検討すべきであったと言える。

しかしながら、前記2(7)のとおり、本件処分において、自立更生費

の有無や本件処分をした場合に請求人世帯における生活にいかなる影響が出るかという点についての具体的な検討がなされていることは認めることができず、上記の点に関する検討が不十分であると言わざるを得ない。

ウ 処分庁は、前記2(7)イのとおり、本件処分が自立の阻害に繋がる可能性があるため、請求人に対し、分割での返還についての提案を行った旨主張しているが、分割返納であればそれだけで常に被保護者世帯の自立を阻害することはないといえる根拠は何らなく、本件においては、分割返納を見越した処分をする場合であっても、家計状況等に照らして返納させることが請求人世帯の自立にいかなる影響を与えるか、どの程度の返還額であれば自立を阻害しないかについて具体的な検討をすることが必要であったと言ふべきである。

エ 以上のとおり、本件処分に至る過程で、処分庁は、自立更生費の有無や160,000円という返還額が請求人の世帯の自立を阻害するかについて、必要な調査を行った上で考慮すべき事情を考慮したとは認められないため、処分庁の判断は重要な事実を欠いたものであったと認められる。

したがって、本件処分における返還額の決定には、裁量権の逸脱又は濫用があり、違法なものであるから、取消しを免れない。

## 5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成31年3月28日

千葉県知事 鈴木 栄 治



